

特別養護老人ホーム太陽の家 運営規程

第1章 施設の目的と運営の方針

第1条（事業の目的）

社会福祉法人みはら福祉会が開設する特別養護老人ホーム太陽の家（以下、「施設」という。）が行う指定介護老人福祉施設サービス（以下「サービス」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や従業者が、要介護状態にある入居者（以下、「入居者」という。）に対し、適正なサービスを提供する事を目的とします。

第2条（運営の方針）

施設は、要介護状態と認定された入居者に対し、介護保険法等の主旨に沿って、入居者の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅での生活への復帰を念頭におき、かつ常に入居者の立場に立ってサービスを提供することにより、入居者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを支援することをめざすものとします。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

第3条（施設の名称及び所在地等）

施設の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- 一 名称 特別養護老人ホーム太陽の家
- 二 所在地 兵庫県南あわじ市八木養宜上1018番地

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

第4条（従業者の職種・員数及び職務内容）

施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- 一 施設長 1人
施設の業務を掌理し、職務全般の統括管理を行います。
事務の総括、職員の人事、服務及び施設の業務の適切な運営を行います。
- 二 事務員 3人
施設の庶務及び会計事務を行います。
- 三 生活相談員 2人
入居者入退居、生活相談及び援助、苦情への対応を行います。
- 四 介護職員 17人以上
入居者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。
- 五 看護職員 3人以上
入居者の保健衛生管理及び看護業務を行います。
- 六 管理栄養士 1人
入居者の食事に関する栄養管理業務全般を行います。

七 機能訓練指導員 1人

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。

八 介護支援専門員 1人

施設サービス計画の作成等を行います。

九 医師 1人（嘱託）

入居者の診療・健康管理及び保健衛生指導を行います。

2 事業の円滑な運営のため、入居者及び利用状態に応じ、前項の職員数を増減できるものとします。

第3章 利用定員

第5条（入居者の定員）

施設に入居できる入居者の定員は50人とし、災害等やむを得ない場合を除いて、入居定員及び居室の定員を超えて、入居することはできません。

第4章 契約及び運営

第6条（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

施設は、サービス提供の開始に際して、入所申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結します。

第7条（受給資格等の確認）

施設は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができます。

第8条（入退所）

施設は、身体上又は精神上の著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難な者に対してサービスを提供します。

2 施設は、正当な理由なくサービスの提供を拒否しません。

3 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合や、入居申込者に対して適切な便宜を供給することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人保健施設等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じることとします。

4 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努めます。

5 施設は、入居申込者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入居者が居宅で日常生活を営むことができるか否かを検討します。検討に当たっては、従業者間で協議します。

6 施設は、居宅での日常生活が可能と認められる入居者について、本人及びその家族の要望、退所後に置かれる環境等を勘察し、円滑な退所のための援助を行います。

7 施設は、入居者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、その他保健サービスや医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第5章 サービス

第9条（施設サービス計画の作成）

施設の管理者は、介護支援専門員に、施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

2 施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下、「計画作成介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します。

3 計画作成介護支援専門員は、入居者やその家族の希望及び入居者について把握した課題に基づき、施設サービス計画の原案を作成します。原案は、他の従業者と協議のうえ作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービスの提供の上で留意すべき事項を記載します。

4 計画作成介護支援専門員は、施設サービス計画の立案について入居者に説明し、同意を得ます。

5 計画作成介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、他の従業者と連絡を継続的にを行い、施設サービス計画の実施状況を把握します。

第10条（サービスの取り扱い方針）

施設は、入居者の要介護状態の改善又は悪化の防止に資するよう、入居者の心身の状況等に応じて、入居者本位の適切な処置を行います。

2 サービスを提供するに当たっては、入居者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行います。

3 施設は、サービスを提供するに当たって、その施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。

4 施設は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。

5 施設は、サービスを提供するに当たって、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。また、身体拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の入居者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

6 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、サービスの評価を常に見直すことで改善を図ることとします。

第11条（介護の内容）

介護に当たっては、入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行います。

2 日常生活における家事を入居者が心身の状況に応じて、それぞれの役割を持って行うよう支援します。

3 身体の生活を保持し精神的に快適な生活を営めるよう入浴の機会を提供します。入浴が困難な場合は清拭を行います。

- 4 排泄の自立について必要な支援を行います。おむつを使用する場合は適切に取り替えます。
- 5 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行い、褥瘡予防の為の体制を整備します。
- 6 離床、着替え、整容など日常生活上の世話を適切に行います。
- 7 施設は、常時1人以上の常勤の介護従業者を介護に従事させます。
- 8 施設は、入居者の負担により、施設の従業者以外の者による介護を受けさせません。

第12条（食事の提供）

食事の提供は、栄養及び入居者の身体状況・嗜好等を考慮したものとし、適切な時間に行うこととします。また、入居者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努めます。

2 食事の時間は、概ね以下のとおりとします。

朝食	7:30	～	8:30
昼食	11:50	～	12:50
夕食	18:00	～	19:00

第13条（相談及び援助）

施設は、常に入居者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行います。

第14条（社会生活上の便宜の供与等）

施設には、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入居者のためにレクリエーションの機会を設けます。

2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行します。

3 施設は、常に入居者の家族との連携を図り、入居者と家族の交流等の機会を確保するよう努めます。

4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めます。

第15条（機能訓練）

施設は、入居者の心身の状態等に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持するための訓練を実施します。

第16条（健康管理）

施設の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとります。

第17条（入居者の入院期間中取り扱い）

施設は、入居者が医療機関に入院する必要があるが生じた場合、入院後おおむね3カ月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、入居者本人及び家族の希望等を勘案して、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居できるよう配慮します。

第18条（看取り介護）

入居者が医師により回復の見込みがないと判断された場合は、別に定める看取りの指針に基づき、看取りのための介護を行うものとします。

第19条（利用料及びその他の費用）

サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護老人福祉施設におけるサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その入居者から利用料の一部として、指定介護老人福祉施設サービスに係る施設介護サービス費用基準額から施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。

3 施設は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、入居者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。

4 施設は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収します。

- 一 食事の提供に要する費用
- 二 居住に要する費用
- 三 入居者が選定する特別な食事の提供に要する費用
- 四 理美容代
- 五 日常生活において、入居者が負担することが適当と認められる費用

5 サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、入居者又はその家族の同意を得ます。

（別表）

第19条第4項に定める居住費及び食費は下記のとおりとする。

		利用者負担 第1段階	利用者負担 第2段階	利用者負担 第3段階①	利用者負担 第3段階②	特定入所者介護サービス費 の償還給付を 受ける者	利用者負担 第4段階以上
居住費	従来型個室	380円	480円	880円	880円	1231円	1231円
	多床室	0円	430円	430円	430円	915円	915円
食費		300円	390円	650円	1360円	1445円	1600円

第20条（利用料の変更等）

施設は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

2 施設は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明、同意を得るものとします。

第6章 留意事項

第21条（日課の励行）

入居者は、管理者や医師、生活相談員、看護従業者、介護従業者、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めることとします。

第22条（面会時間と消灯時間）

面会時間は、原則9時～21時までとします。また、消灯時間は21時です。

第23条（喫煙）

施設建物内、敷地内は禁煙となっています。

第24条（飲酒）

飲酒は、施設内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒にご協力頂きます。

第25条（外出及び外泊）

入居者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に連絡をお願いしています。

第26条（健康保持）

入居者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は、可能な限り受診して頂きます。

第27条（衛生保持）

入居者は、生活環境の保全のため、施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力頂きます。

第28条（禁止行為）

入居者は、施設で次の行為をしてはいけません。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の入居者等の迷惑を及ぼすこと。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第29条（入居者に関する市町村への通知）

入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

- 2 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 3 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第7章 従業者の服務規定と質の確保

第30条（従業者の服務規定）

従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に以下の事項に留意します。

- 一 入所者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

第31条（衛生管理）

従業者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行います。

- 2 感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な措置を講じます。
- 3 感染症または食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を1月に1回程度、定期的に開催するとともに、指針を整備し、定期的に研修を行い、（年2回以上）、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ることとします。

第32条（従業者の質の確保）

施設は、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保します。

第33条（個人情報の保護）

施設及び従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持することを遵守します。

- 2 施設は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければなりません。
- 3 施設は、関係機関、医療機関に対して、入居者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により入居者の同意を得ることとします。
- 4 施設は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合入居者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。
- 5 施設は、個人情報の保護に係る規定を公表します。

第8章 緊急時、非常時の対応

第34条（緊急時の対応）

従業者は、入居者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

第35条（事故発生時の対応）

施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び入居者の家族等への連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。

2 施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、施設及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

3 事故発生の防止のための委員会を設置し、指針に基づき、安全管理の徹底を行い、定期的（年2回以上）に施設内職員研修を実施することとします。

第36条（非常災害対策）

施設は、非常災害時においては、入居者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、従業者及び入居者等に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な訓練等を実施します。

第9章 その他

第37条（地域との連携）

施設の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

第38条（勤務体制等）

施設は、入居者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定めます。

2 入居者に対するサービスの提供は、施設の従業者によって行います。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。

3 従業者の資質向上のための研修の機会を設けます。

第39条（記録の整備）

施設は、従業者・設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

2 施設は、入居者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとします。

第40条（苦情処理）

施設は、入居者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

2 施設は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、入居者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

3 施設は、サービスに関する入居者からの苦情に関して、兵庫県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、兵庫県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

第41条（虐待防止に関する事項）

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- 2 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- 3 虐待の防止のための指針を整備します。
- 4 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- 5 上記措置を適切に実施するための担当者を置きます。

第42条（提示）

施設内の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

第43条（協力医療機関等）

施設は、入院等の治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておきます。

第44条（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

施設及び従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、要介護被保険者に当施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しません。

第45条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は施設と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

- 附則
- この規程は、平成24年 4月 1日から施行します。
 - この規程は、平成25年 9月 1日から施行します。
 - この規程は、平成26年 6月 1日から施行します。
 - この規程は、平成26年10月 1日から施行します。
 - この規程は、平成27年 4月16日から施行します。
 - この規程は、平成27年 8月 1日から施行します。
 - この規程は、平成27年 8月 1日から施行します。
 - この規程は、令和 元年10月 1日から施行します。
 - この規程は、令和 3年 4月 1日から施行します。
 - この規程は、令和 3年 8月 1日から施行します。
 - この規程は、令和 6年 4月 1日から施行します。
 - この規程は、令和 6年 8月 1日から施行します。
 - この規程は、令和 7年 4月 1日から施行します。